

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「日本に安心・安全な木構造を普及させる。」「日本に資産価値のある住宅を提供する仕組みをつくる。」ことを企業理念としております。そのために、事業環境の変化に応じ、透明・公正かつ迅速・果断に意思決定を行うための仕組みとして、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスの在り方を継続的に追求していきます。

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社田杉総行	660,000	20.54
田鎖 郁夫	582,000	18.11
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300002	217,700	6.77
杉山 恒夫	217,000	6.75
杉山 義久	202,000	6.29
双日建材株式会社	200,000	6.22
山河 和博	90,000	2.80
グローバル・タイガー・ファンド4号投資事業有限責任組合	67,400	2.10
伊東 洋路	60,000	1.87
MSIP CLIENT SECURITIES	54,500	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	---
---	-----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松井 忠三	他の会社の出身者					△						
内山 博文	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井 忠三	○	社外取締役松井忠三氏は、2009年5月から2015年5月まで当社の持分法適用関連会社である、ムジ・ネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE）の代表取締役に就任しておりました。 当社グループの株式会社MUJI HOUSEへの売上高は2020年3月期に1,015百万円と連結売上高の15.36%に相当し当社の独立性判断基準に照らして、現株式会社MUJI HOUSEは主要な取引先に該当します。	社外取締役松井忠三氏は、株式会社良品計画で代表取締役社長及び会長を歴任し、取締役としての豊富な経験と見識を兼ね備えており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待されるため、社外取締役に選任しております。 なお、当社と当該社外取締役との間には、現時点においてなんら利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断しております。

内山 博文	○	----	内山博文氏は、一般社団法人リノベーション協議会の会長等としてリノベーション業界における豊富な知識と経験を有しており、客観的視点及び独立性をもって当社の事業発展に向けた経営監視を遂行するに適任であると判断されるためであります。 なお、当社と当該社外取締役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断しております。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は内部監査室及び会計監査人と相互に連携しており、監査役は社長との情報交換を随時行い、意見できる環境になっております。また、監査役会と会計監査人との間で定期的に監査報告会等を開催しており、常勤監査役は内部監査担当者とともに、定期的の実施される内部監査に同行するなど連携を図り、必要に応じて連絡・報告等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石原 研二郎	他の会社の出身者													
峯尾 商衡	公認会計士													
秋野 卓生	弁護士									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

石原 研二郎	○	----	社外監査役石原研二郎氏は、東芝アメリカ社で副社長、ルネサスエレクトロニクス株式会社で監査役室担当部長を歴任しており、会社の業務執行並びに監査役監査に対する豊富な経験と見識を兼ね備えており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割が期待されるため、社外監査役に選任しております。 なお、当社と当該監査役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断しております。
峯尾 商衡	○	----	社外監査役峯尾商衡氏は、公認会計士として培われた高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことを期待し、社外監査役に選任しております。 なお、当社と当該監査役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断しております。
秋野 卓生	○	社外監査役秋野卓生氏は、匠総合法律事務所の代表であり、当社は匠総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、同事務所との取引は一般的な取引条件に則ったものであり、同氏が独立した立場での監査を行うことに問題は無いと判断しております。	社外監査役秋野卓生氏は、住宅、建築分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査していただくことを期待し、社外監査役に選任しております。 なお、当社と当該監査役が代表を務める匠総合法律事務所の間には、顧問契約に基づく顧問報酬支払い等の取引がありますが、当社の意思決定に影響を及ぼす規模ではなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格要件を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員
-----------------	-----

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値の向上と当社の業績向上へのインセンティブとして、ストック・オプションを付与しています。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは管理部門で行っております。取締役会の資料は、原則として管理部門より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討できる時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役が執行役員会に出席することで業務執行に関する重要な報告事項についても適宜把握できる体制としております。社外監査役に対しては、監査役会において、常勤監査役より当月の監査活動状況報告、内部監査室長より当月の内部監査結果報告を実施することにより情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社グループは、透明性が高く、かつ迅速な意思決定を図るとともに、それに伴う機動的な業務執行並びに監査対応を適正に行える体制を構築するため、取締役会による監督及び監査役、監査役会による監査の体制を採用しております。また社長の意思決定を補助するための執行役員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めています。会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

（取締役会）

取締役会は取締役7名（うち社外取締役2名）で構成しております。原則毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制となっております。取締役会では、法令・定款で定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監督を行っております。

（監査役会・監査役）

監査役会は3名（常勤1名、非常勤2名）で構成されており、3名が社外監査役となっております。各監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は内部監査室及び会計監査人と相互に連携しており、監査役は社長との情報交換を随時行い、意見できる環境となっております。また、監査役会と会計監査人との間で定期的に監査報告会等を開催しており、常勤監査役は内部監査担当者とともに、定期的実施される内部監査に同行するなど連携を図り、必要に応じて連絡・報告等を行っております。

（執行役員会）

執行役員会は、執行役員9名及び代表取締役社長が指名するもので構成され、原則として月1回以上開催し、経営計画の進捗状況の情報共有、その他経営に関する重要事項の審議を行っております。当執行役員会は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と執行役員会による各事業部門等の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために導入しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社の業務に精通した社内取締役及び豊富な経験と高い見識のある独立性の高い社外取締役によって構成された取締役会、及び取締役会から独立した社外監査役から構成される監査役会を設置し、適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、早期の招集通知発送を検討しております。なお、招集通知発送日前日に当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した土曜日に株主総会を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、電磁的方法による議決権の行使が可能となるよう検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第二四半期末及び決算期末)、個人投資家向け説明会を実施する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第二四半期末及び決算期末)、機関投資家向け説明会を実施する予定です。また、個別にアナリスト等との説明会を随時開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では、具体的な検討は行っておりませんが、上場後の株主構成等を考慮しながら検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専用のサイトを開設し、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門をIR活動担当部署とし、取締役管理部門長をIR活動の推進責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する旨を規程に定めておりませんが、今後の検討事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	東日本大震災や熊本地震等の経験を踏まえ、当社が提供するSE構法が広く浸透することにより、木造建築の耐震性向上が人々の安全性確保・資産価値向上に寄与できるものと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では「適時開示規程」を制定し、当社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示の方針を定めることにより、金融商品取引関連法令及び諸規則の遵守に加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解の促進により、当社の信頼性を高め、適切に評価していただけるよう努めてまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役に決議し、整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- ② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ③ コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する執行役員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社内外窓口への通報については、適切に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- ② リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス委員会が行うものとする。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ④ 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 執行役員会を設置し、取締役会に付議すべき事項、重要な案件、業務の執行状況等経営に関する事項及び当社グループの全般的な事業運営に関わる事項について協議する。
- ③ 予算管理規程に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
- ② グループ会社の管理は関連する業務を所管する部門長が行うものとし、取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、監査役スタッフに監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた監査役スタッフに対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- ② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- ③ 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備、運用

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

- ②人事総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- ③反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対応規程」において、地域住民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を排除するための基本方針を次のとおり定めております。

- ・取引を含めた一切の関係を排除すること
- ・組織として対応すること
- ・外部の専門機関との連携を図ること
- ・有事の際には法的対応を図ること
- ・反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等への選任及び従業員として雇用はしないこと

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 社内規程の整備状況

上記の通り、当社では「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との係わりを一切排除しております。

② 対応統括責任者及び管理責任者並びに管理部署

当社は、反社会的勢力への対応統括責任者を代表取締役社長とし、管理責任者を管理部門長としております。また、管理部署を管理部としております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに管理部に報告する体制を整備し、関係遮断に努めております。

③ 反社会的勢力の排除方法

a. 取引先について

(a) 新規取引先について

原則として、調査会社等を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引先との契約を締結する際には、必ず暴力団等排除条項を契約書条文中に明記することとしております。

(b) 既存取引先について

反社会的勢力でないことの調査については、すべての取引先について、定期調査を実施しております。

b. 株主について

第三者割当など当社の意思を反映し得る場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力を排除することとしております。また、一定の範囲の大株主等を調査対象としております。

c. 役員について

社外招聘者を含め取締役候補者又は監査役候補者とする場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。また、取締役、監査役、執行役員から反社会的勢力と一切関わりのない旨の誓約書を徴求しております。

d. 従業員について

従業員については、採用に当たって事前に調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。また、反社会的勢力と一切関わりのない旨の誓約書を徴求しております。

④ 外部の専門機関との連携状況

当社は、反社会的勢力からの接触行為や不当要求があった場合、もしくは反社会的勢力との取引等を遮断しようとする場合においては、警察及び暴力追放センター等の外部機関や弁護士と速やかに連携する体制を構築しております。

また、全国暴力団追放運動推進センターのセミナーにも参加し、日常の情報収集や緊急時対応など、更なる体制強化に向けて活動しております。

⑤ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、管理部門に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

⑥ 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全従業員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

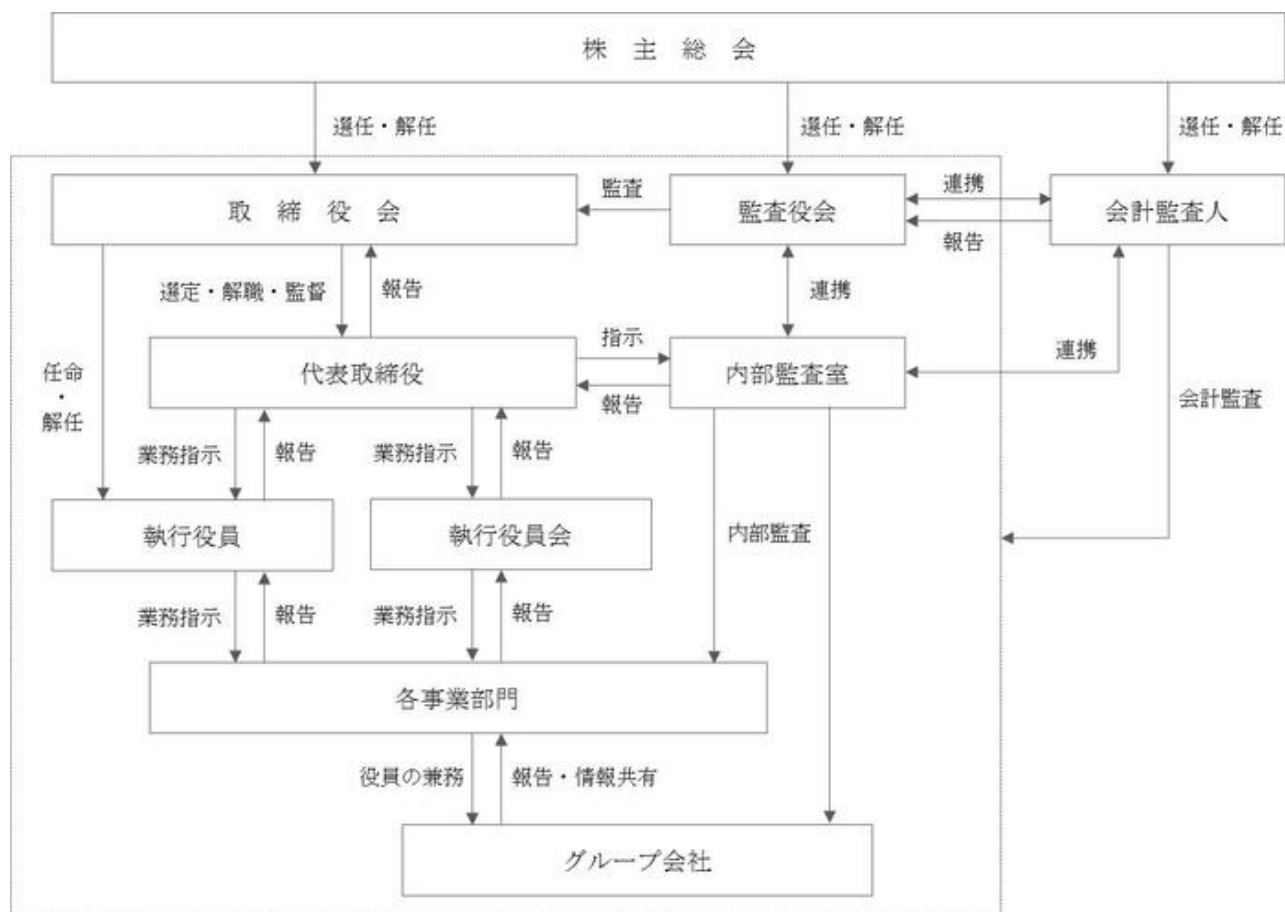
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

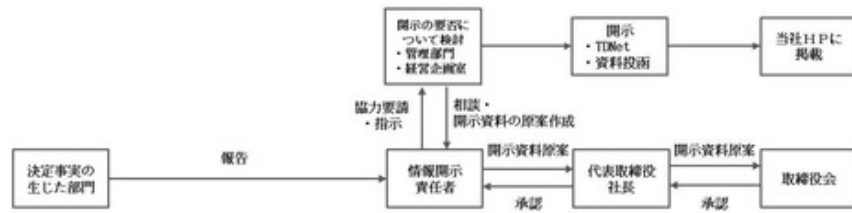
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



① 決定事実に関する情報の適時開示業務フロー



② 発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



③ 決算に関する情報の適時開示業務フロー
決算短信、四半期決算短信

